

2025 年 4 月 8 日

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置を延長しました

経済産業省は、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(令和 7 年(2025 年)4 月 8 日閣議決定)に基づき、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止等の措置を2年間延長し、引き続き講ずることとしました。

1. 措置の内容

- (1) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止します(関係条文: 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。)第 48 条第 3 項)。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止します(関係条文: 外為法第 52 条)。
- (3) これらの措置に万全を期すため、次の取引等を禁止します。
 - ① 北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)(関係条文: 外為法第 25 条第 6 項)
 - ② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入の代金の支払(関係条文: 外為法第 16 条第 5 項)
- (4) なお、北朝鮮との間の輸出入禁止措置の例外については、適用対象が限られますので御注意ください。

2. 措置の期間

上記の措置は、令和 7 年(2025 年)4 月 14 日から令和 9 年(2027 年)4 月 13 日までの間、実施します。

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

電話: 03-3501-1511(内線 3241)

03-3501-0538(直通)

メール: bzl-boeki-kanri-inquiry★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください